

多田脩學育英會 奨学生募集について

教室掲示

以下は募集要項の抜粋です
応募に際しては必ず **募集要項全章** をご確認ください

- 応募期間：2026年4月1日(水) から5月15日(金) 必着 (消印有効ではありません)
- 選考方法：書類選考、作文選考、面接選考 (オンライン) すべての審査を通過した人が、奨学生として採用となります。

応募資格について

- ① 日本国籍を有する全日制高校に通う、新高校1年生 (日本の義務教育課程を修了していること)
- ② 誠実かつ堅実で健康であること
- ③ 中学三年間の出席日数が90%以上であり、かつ中学三年間の遅刻回数が5回以下であること
- ④ 中学三年間のすべての通信簿または通知表のコピーを提出できること
- ⑤ 家庭が経済的困窮状態にあり、学業に関して経済的援助を必要としていること
- ⑥ 当育英会の定める奨学生の義務「6. 奨学生に採用されたら守ること (遵守事項)」を果たし、自己の人格形成に真摯に取り組み、将来は模範となる人間として社会貢献する志があること

応募方法について

下記書類を一括のうえ、学校担当者から期限内に (期日 5月15日(金)必着) 当会事務局までご郵送ください。

採用枠は毎年30名 (春季1回)

各高校からの申し込み推薦者数は2名まで (他奨学金の併願ならびに併給可)

学内または学内の別コース等から複数名希望者がいる場合も、必ず学内選考を経て2名までです。

また、複数の奨学金団体から奨学金の受給予定がある人は、すべての団体が併給可能かを確認のうえ応募してください。

(注) 併願可能でも、採用後は併給不可の場合があります。

- 書類①②③は、当会HP「奨学生になるには」内の「応募方法」からPDFファイルをダウンロードし、プリントアウトのうえご記入ください。
- 書類④⑤⑥は、すべて揃えて提出してください。どれか1つか2つではありません。揃わない場合は応募資格を満たすことはできません。
- 書類⑦は、募集要項5ページ「家庭の収入を証明する提出物」一覧を確認のうえ、必要な書類を揃えて提出してください。

	応募に必要な提出書類	書式	備考
書類①	申請書	HPからダウンロードのうえプリントアウトして記入	すべて申請者が自筆で記入する
書類②	身上書	HPからダウンロードのうえプリントアウトして記入	すべて申請者が自筆で記入する
書類③	推薦書	HPからダウンロードのうえプリントアウトして記入	記入方法不問
書類④	中学1年生の通信簿または通知表 (コピー)	表紙、裏表紙を含めすべてのページをコピーする (出身中学や在籍高校が発行する調査書や成績証明書ではありません)	
書類⑤	中学2年生の通信簿または通知表 (コピー)	表紙、裏表紙を含めすべてのページをコピーする (出身中学や在籍高校が発行する調査書や成績証明書ではありません)	
書類⑥	中学3年生の通信簿または通知表 (コピー)	表紙、裏表紙を含めすべてのページをコピーする (出身中学や在籍高校が発行する調査書や成績証明書ではありません)	
書類⑦	家庭の収入を証明するもの	ご家庭の収入により提出書類が異なります。必ず書類⑦に関する表 (募集要項5ページ) を確認のうえ提出してください。	

6. 奨学生に採用されたら守ること (遵守事項)

当会では奨学生のことを「奨学生」といいます。

ホームページでお伝えのとおり、当会は【自己の徳性を高める学び】を行う育英会です。

これは学校の勉強とは異なり、奨学生自身が良い習慣を身に付ける学びです。

そのため、自分から良い習慣を身に付けたいという、強い気持ちで3年間必須となります。

奨学生として採用されたら克己心をもって以下を守り、自己の徳性を高める学び (人間学) を継続して実践してください。

1. すべての提出物の期日厳守

期日厳守は課題提出のほか、事務局からの「●日までに提出してください」「●日までに返信してください」

「●日までに折り返し電話/FAXしてください」など、通信手段を問わずすべて対象です。

期日違反が重なると、警告を経て除籍処分となり、支給済み奨学金の返還もあります。

やむを得ず期日に間に合わない場合は、必ず期日前に事務局に遅れる旨を連絡してください。

2. 高校の成績表提出について

所属する学校を卒業するまで、学期ごとに通信簿 (通知表、成績表) のコピーを提出してください。提出方法は問いません。

これについては、学校ごとに発行時期が異なるため期日は設定しませんが、入手したら速やかに当会に提出してください。

3. 課題提出について

課題はテキスト『修身』の「感想文」と「問い」の提出です。

感想文5種、問い3種を一括して、郵送にて、指定期日以内に当会に提出してください。

期日は課題分量を考慮し長く設定していますので、各自計画的に取り組んでください。

1巻ずつ配布し、3年間で全6巻を学びます。

HP「人としての学び」欄では『修身』の写真を掲載しています。『修身』は論語からの出典も多数あります。

まずは、自宅でテキスト『修身』を繰り返し音読し、内容を理解できるまで読む必要があります。

そのうえで、修身で学んだことを日常生活で実践します。

具体的には、親への対応、兄弟姉妹への対応、友との関係、先輩後輩との関係など、すべて日常生活での実践です。

その際実践してもうまくいかないこと、これでよいのかと考えたこと、また、辞書などで調べても分からない意味や文章表現、

論語など当時の時代背景がよく分からないため内容の理解が進まないなど、

すべて「問い」として指定期日以内に当会へ郵送で提出します。

皆さんの問いにはすべて当会から返答します。これが「問答」です。

これを3年間繰り返します。

提出された課題の内容によって、『修身』の精読や理解がきわめて不十分と判断された場合は当会から課題の再提出要請もあります。

5. 奨学金について

1. 支給期間について

高校1年生の8月分より高校3年生の3月分まで (2年8ヶ月)

2. 支給金額について

初年度 (高校1年生) は月額2万円 (返済不要の給付型)

3. 支給方法について

合格者の本人名義のゆうちょ銀行口座へ、初回は8月分と9月分を合算のうえ振り込みます。

4. 奨学金の使途について

奨学金の使途は、学業に必要なものに限ります。

例：制服代、書籍や参考書代、授業に必要な教材費、塾代、模試や各種検定料、通学定期代、部活動に必要なもの、学校の主催する修学旅行や研修旅行費、大学進学のための積み立て、進学希望大学の見学に必要な交通費、大学受験料、当会課題提出のための郵便料金など

注意：万一、奨学生以外の人物 (家族も含む) による奨学金流用などが確認された場合、その時点で以降の奨学金支給を停止し、給付開始時からそれまで支給した全奨学金を返還のうえ除籍処分とします。

5. 奨学金の受取確認について

奨学金が振り込まれたら、毎月必ず期日までに「奨学金受領報告書」を当会事務局へFAXで提出してください。

正当な理由なく期日に遅れた場合、翌月の奨学金支給を停止し、3回重なると除籍処分とします。

6. 支給金額の見直しについて

- ① 高校2年生以降は半年ごとに支給金額の見直しを行います (上限は月額4万円)
- ② 金額の見直しにあたり審査内容は以下のとおりです
 - 1) 当会あてすべての提出物ならびに返信について、期日厳守の状況はどうか (郵便物、メールなどすべてが対象です)
 - 2) 提出課題 (テキスト『修身』の「感想文」と「問い」) の理解ならびに習得状況はどうか
 - 3) 『修身』で学んだ内容の継続的な実践状況はどうか
 - 4) 奨学金の見直しには増額も減額もあります (「6. 奨学生に採用されたら守ること (遵守事項)」に照らし合わせます)
 - 5) 奨学金見直しの際の金額に変更がある場合は奨学生あてに文書で通知します

7. 奨学生のアルバイトは禁止です

当会の給付奨学金制度は、高校生が安心して学業に専念できるよう設立されたものです。

もしアルバイトなどが確認された場合 (単発のアルバイトであっても)、それまでに支給した奨学金全額の返還を求め除籍処分とします。

6. 奨学生に採用されたら守ること (遵守事項) つづき

4. 「修身講座」の出席について

すべての講座出席は奨学生の義務です。

講座はすべて土日や連休、学校の長期休暇などに開催します。急な体調不良などを除き、原則として欠席は認められません。

学校の試験中や試験前、部活や各種大会、模試などと重なる場合でも講座が優先となります。各講座の振替はありません。

当会から各自に「問答」が返送されたのち、第1回修身講座で同期生と「問答」を共有しながら、さらに学びを深めてゆきます。

講座後は各自が日々の生活のなかで、自己の徳性を高めるための実践を継続してもらいます。

いずれも全国の奨学生と共に学ぶ、【自己の徳性を高める】ための内容の濃いアクティブラーニングです。

講座開催時期や開催形態などは下の表で確認してください。

第1回目の講座日は今年度の採用審査終了後、合格者全員から所属学校の「年間行事予定表」を提出してもらい、当会で決定します。

各講座の開催目安は以下のとおりです		
第1回：高1の秋頃	対面講座	修身1巻を中心に学びます
第2回：高1の終わり頃	オンライン講座	修身2巻を中心に学びます
第3回：高2の夏休み頃	対面講座	修身3巻を中心に学びます
第4回：高2の冬休み頃	オンライン講座	修身4巻を中心に学びます
第5回：高3の5月の大型連休	対面講座	修身5巻を中心に学びます
第6回：高3の3月下旬	対面講座	修身6巻を中心に学びます

講座出席にあたっては、奨学生本人の往復交通費と宿泊費は当会が負担します。対面講座は1泊2日の日程です。

交通費は必ず学割利用のうえ、毎回最短距離かつ最安値となる経路にて申請してください。

毎回の講座前には、当会から交通費申請書を送ります。期日までに記入のうえ提出してもらいます。

北海道・九州・沖縄在住の人は当会で航空券を手配購入後、自宅へ郵送します。本州ならびに四国の人は原則陸路です。

5. 以下の理由から当会を除籍となった場合、奨学金の返還を求めることがあります

当会応募にあたっては所属学校長の推薦書を提出していただくことから、

退会事務手続き完了後は退会理由にかかわらず、所属の学校長宛てに、文書でその旨を通知します。

- ① 在学する高等学校を休学もしくは1ヶ月以上長期欠席、または海外へ留学したとき
- ② 在学する高等学校における身分を失ったとき、または学則により処分を受けたとき
- ③ 病気その他の理由により学業継続の見込みがないとき
- ④ 学業成績または品行がはなはだ不良のとき
- ⑤ 当会応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
- ⑥ その他、当会の遵守事項に反すると判断されたとき、または当会から複数回の注意や警告を受けても改善されないと判断されたとき

6. 誓約書ならびに確約書の提出

入会に際しては、申請者本人と保護者連名の誓約書ならびに確約書を提出していただきます。

校内締切：4月15日(水) 希望者は野口まで